

開発許可申請の手引きに関する Q&A

① 提出書類の写しについて

Q1 不動産登記事項証明書や資金証明が複写可となっていますが、改正の意図は何ですか？

A1 浜松市においては「浜松市 DX 推進計画」の推進を行っており、将来的な行政手続きのオンライン化を目指しております。これに伴い電算機の入力においても申請を可能にするため、必要図書を「複写」でも可としております。

② 提出書類の副本について

Q2 適合証明申請を除き開発に関する申請に副本が不要となっていますが、改正の意図は何ですか？

A2 上記①の A1と同様に、将来的な行政手続きを見据えての改正です。

③ 開発行為の施行等の同意書について

Q3 開発行為の施行等の同意書が改正された意図は何ですか？

A3 開発行為の施行等の同意書において実印の押印を廃止し、署名又は記名押印によるものとしたしました。なお、添付書類においては印鑑証明から官公庁の発行する本人確認書類又はその写しとし、確認時点のものとしております。(本人確認書類においては3ヶ月を問いません。)

④ 開発行為の施行等の同意書に添付する本人確認書類について

Q4 開発行為の施行等の同意書に添付する本人確認書類はどんなものがありますか？

A4 いずれも住所・氏名が不動産登記事項証明書の記載と一致するもので、官公庁には、国、都道府県、市町村のほか、独立行政法人、特殊法人及び地方独立行政法人を含みます。
例示として、印鑑証明書、住民票の写し、法人登記証明書、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)等が該当し、複写可となっています。

⑤ 盛土規制法の許可を要する規模の必要書類について

Q5 宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域に指定する前に開発許可の申請を行えば、盛土規制法の許可を要する規模の必要書類は不要になりますか？

A5 令和7年5月26日以降の開発許可において、盛土規制法の許可を要する規模の工事がある場合には盛土規制法のみなし許可となります。よって許可時点で必要図書が変わることとなります。
このため標準審査期間(2ヶ月)を鑑み、令和7年4月1日より必要図書の改正をするものです。

⑥ 実務経験証明書(様式8-2)について

Q6 設計者に対して実務経験証明書(様式8-2)が追加された意図は何ですか？

A6 浜松市全域に宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域が指定されるため、盛土規制法のみなし許可となり、かつ対象の工事がある場合に設計者資格の審査を行う必要があるためです。

⑦ 改正前の様式について

Q7 開発行為の施行等の同意書(旧:様式6)をすでに作成してしまいました。これを令和7年4月1日以降に申請で使えますか？

A7 開発行為の施行等の同意書(旧:様式6)を令和7年3月31日以前に作成した場合、使用することが可能です。具体的には開発担当までお問い合わせください。